

平成19年度

個人情報取扱事務に関する実地検査

報 告 書

平成20年 4 月

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会

目 次

報 告 書	1
1 検査の概要	2
2 実地検査結果の概況（総論）	3
3 検査の結果（各論）	5
4 まとめ	9

資 料

記者発表資料	13
・水道局のサービス体制が変わります	
・水道料金・下水道使用料の個人情報 shields	
横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱	19
横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会委員名簿	21

平成20年 4 月 28 日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会
委員長 森谷 亘暉

横浜市が行う個人情報取扱事務について、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱第 6 条第 2 号の規定に基づき実地検査を行ったので、以下のとおり報告します。

1 検査の概要

(1) 実地検査の対象及び検査対象業務

水道局（主として料金関係事務）

(2) 検査日程

第1回：平成19年7月31日（火）

第2回：平成19年12月18日（火）

(3) 検査の場所

第1回：料金課及び関内周辺における検針業務

第2回：お客さまサービスセンター及び港南・栄地域サービスセンター

(4) 検査担当委員

第1回：森谷委員長、高橋委員、半田委員、三上委員、藤森委員

第2回：森谷委員長、高橋委員、三上委員、藤森委員

(5) 検査の方法

第1回：料金事務オンラインシステム（以下「料金システム」という。）及び検針業務の流れについての業務説明等を受けた後、検針業務を実地に検査した。当日は検針業務を行う期間ではなかったため、関内周辺において料金課職員による模擬検針を行ったほか、誤投函事例の多い集合ポストの状況などを検分した。また、随時ヒアリング等を行った。

第2回：お客さまサービスセンター（以下「お客さまSC」という。）及び地域サービスセンター（以下「地域SC」という。）の業務について、それぞれ説明を受けた後、業務内容を実地に検査した。

お客さまSCでは、入退室管理や業務に伴う個人情報の取扱状況等について、また、地域SCでは、お客さまSCから送信された連絡票など各種帳票類の取扱いや保管状況、検針用ハンディターミナルの保管状況等を実地に検査したほか、随時ヒアリング等を行った。

(6) 検査の結果

すべての検査対象において、個人情報取扱事務は概ね適正に行われていたが、一部に改善を要するもの等が見受けられた。また、個人情報を保護する仕組みとして評価できるものもあった。

検査の結果に関する本委員会としての意見は、次ページ以降で述べるとおりである。

なお、同要綱第7条では、市長は、本委員会の意見に対し必要な措置を講じ、その結果を委員会に報告するものとされている。

2 実地検査結果の概況（総論）

<検査対象及び業務の選定>

平成19年度の個人情報取扱事務に関する実地検査については、

- ・平成18年度漏えい等事故の局区別発生件数（記者発表ベース）が多く、現在事故の根絶に向けて、積極的に改善の取組を進めている過程にあること。
- ・料金関係の事務を中心に、検針等職員が現場に出て個人情報を日常的に扱う業務からシステムによる個人情報の集中管理、個人情報を取り扱う業務の委託まで、多様な業務形態があること。

等の理由から、水道局における料金関係事務を中心として、第1回目を料金課、第2回目をお客さまSC及び地域SCを対象に、2回にわたり実地検査を実施することとした。

<総 評>

料金課については、個人情報の事故防止のための研修用ビデオでは職員自ら演じるなど、現場レベルにおける業務改善意識が高く、今後とも積極的な取組の継続が期待できる。検針業務の現場では、事故防止の注意喚起が行われているが、集合ポストに表札がないなど誤投函を誘発しかねない市民側の環境要因も見受けられ、市民に協力を求めることも必要と思われる。

お客さまSCについては、コールセンター業務に精通した受託業者により運営されており、入退室管理や私物の持込規制が行われ、電話対応の内容についても、原則として直接端末に入力するなど、個人情報の適正管理の徹底が図られている。

地域SCについては、お客さまSCで受け付けた内容が出力された連絡票について、そのすべてが確実に処理されているかをチェックできる仕組みにはなっていなかった。一方、誤投函等の事故が発生している「水道・下水道使用水量等のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）については、シーラー化することにより被害の最小化が図られている。

また、このシーラー化に先立って、一時的ではあるが、お知らせの個人情報の一部非印字化を行うなど、その時々において対応可能な改善策を取り入れようとする姿勢が伺える。

研修ビデオの制作やお知らせのシーラー化については、他の団体からの問い合わせもあるとのことであり、横浜市以外の団体への波及効果も期待できる。

このように、それぞれの業務の現場で個人情報保護の取組が積極的に進められており、その状況は評価できる。水道局全体としても引き続き積極的に取り組まれない。

<検査結果について>

検査結果については、実地検査の対象ごとに、「改善を求めるもの」「評価するもの」及び「提案事項」に分類して意見を述べることとした。

個人情報漏えい等の事故を防止していくためには、現場での取組が中心となることはもちろんのことであるが、現場で短期間に改善可能なもの以外にも、システム改修など

の時機をとらえて中長期的に行うものや、必要な予算措置を含め水道局全体で対応していかなければならないことも少なくない。また、市民に協力を求めながら改善を進めていくという視点も重要である。

これらの視点から、本委員会として現状を改善する必要があると思われる事項について、改善を求める意見を述べている。

評価意見については、他の職場においても参考となり得る取組にふれているので、業務の内容や職場環境等に合わせて応用するなどして、積極的に活用されたい。

提案事項については、個人情報取扱状況をより良いものとするための一案として、本委員会の視点で提案するものであり、将来的な取組の参考として検討されたい。

なお、個別の意見については、以下の各論で述べているので参照されたい。

3 検査の結果（各論）

(1) 個人情報取扱事務の概況

料金課では、地域ＳＣなどの現場における検針業務や滞納整理などの料金管理事務を統括し、料金システムの運用を行っている。

検針業務の基本的な流れは、検針員が各戸のメーターを巡回し、ハンディターミナルに指針値を入力、お知らせを印字して各戸のポスト等に投函することとなっている。

検針対象のデータは、あらかじめ設定された効率的な検針順序に従って並べられており、ハンディターミナルにダウンロードされ、順次検針を行っている。

検針後はお知らせを投函することとなるが、特にマンション等の集合ポストでは、部屋番号や名前等の表示がない場合、部屋とポストの並び順が一致していない場合など、誤投函のリスク要因となる状況が見受けられた。

お客さまＳＣは、従来はインフォメーションセンターのほか営業所の窓口等でも個別に受けていた利用者からの様々な問い合わせや依頼等を一括して受け付ける、いわゆる“コールセンター”として、平成18年11月にインフォメーションセンターの名称を変更し機能強化したもので、365日24時間態勢で運用されている。

オペレーターは料金システム専用の端末を操作し、問い合わせ内容に応じて契約者情報を確認するほか、利用者からの依頼等についてはその場で依頼等の内容を入力する。入力されたデータは地域ＳＣ等関係箇所へ専用回線で送信されている。原則として、個人情報は端末によりデータとして管理され、紙帳票の場合に想定される個人情報の紛失や持ち出し等のリスク要因は見られない。

コールセンター業務は民間委託により運営されているが、受託事業者はこの種の業務に精通しており、従事者に対する研修の実施、執務室内への私物持込禁止の徹底など、高レベルの個人情報保護対策が講じられている。

地域ＳＣは、市内各区にあった営業所が平成18年11月に2区に1箇所の割合で統合されたものである。営業所の窓口数としては半減となるが、同時期に行われたお客さまＳＣの設置により各種問い合わせ等の電話対応を一本化し、効率的な体制づくりを図っている。

内部は来客スペースと事務スペースがカウンターで仕切られており、カウンターを挟んで対応を行う一般的な窓口職場の形態となっている。

個人情報を含む各種帳票類は、書庫や保管専用機の引き出し等で保管されているが、いずれも業務時間外は施錠管理されている。

お客さまＳＣで受け付けた依頼事項等は、地域ＳＣの事務室内にあるプリンタから連絡票として出力され、内容に応じて各担当に配付されることとなる。

この連絡票には、連番が付されているが、出力後の連絡票の配付・処理の過程で、

出力された連絡票すべてが確実に処理されているかどうか、客観的にチェックできる仕組みはなかった。

検針用のハンディターミナルは施錠できる保管庫に集中保管されており、検針開始前に開錠、検針員が各自持ち出し、終了後には再び施錠保管する取扱いとなっている。

水道メーターの検針結果はその場でお知らせとして出力され、各戸のポスト等に投函される。集合ポスト等で発生しやすい誤投函については、各現場でも研修等による注意喚起が続けられているが、お知らせの大部分をシールで隠す方式の導入により、誤投函発生時の個人情報漏えいリスクを低減している。

(2) 意見（改善を求めるもの）

ア 検針用ハンディターミナルのパスワード管理【料金課・地域SC】

検針用ハンディターミナルのパスワードが単純なものとなっており、パスワードによる管理の効果があまり期待できない。今後更新予定の新ハンディターミナルでは、機器毎に個別のパスワードを設定するなど、実効性の高い情報管理が実施できるようにすべきである。

イ 個人情報の机上ファイリング【地域SC】

机上の業務関係ファイルに個人情報を含むものが見受けられた。ファイルそのものは業務検討資料をとじたものであったが、その中に、事例研究として取り上げた実際の個人情報が含まれていた。業務検討における事例を取り扱う場合には、事例作成方法の工夫や資料の保管方法の見直しを行うとともに、事例として取り上げた実際の個人情報が不要になった際は、適切に処分すべきである。

ウ 連絡票の処理確認【地域SC】

お客さまSCで受けた利用者からの各種依頼は専用回線で該当の地域SCのプリンタに出力されることとなっている。出力後、各担当に配付されるまで若干のタイムラグがあり、プリンタのトレイに出力された連絡票が確実に各担当に配付され、適切に処理されたかどうかを日単位など短期間で確認するシステムになっていない。

万が一にも書類紛失や不適切な処理などが起こらないよう、リスク要因は事前に取り除いておく必要がある。連絡票に付された連番の開始番号と終了番号、枚数などについて確実にチェックできる仕組みや体制を検討すべきである。

エ 書庫の鍵の管理【地域SC】

個人情報を含む書類を保管している書庫は施錠管理されているが、担当業務ごとに担当者が鍵を管理するなど、取扱者の具体的な特定等が十分に行われているといえない状態である。施錠管理のルールを明確にすべきである。

(3) 意見（評価するもの）

ア 入退室管理など【お客さまSC】

夜間等も常時複数人が在室しているとのことで、相互監視の状態もあり、とりたてて問題となる状況は見られない。入口で私物を保管するロッカーや室内持込用に透明なバッグを使用するなど、私物の持込管理は適切に行われているので、引き続き徹底されたい。

イ 「お知らせ」のシーラー化【料金課・地域SC】

水道メーターの検針結果のお知らせについては、マンションなどの集合ポストにおける誤投函等により、使用水量等の個人情報漏えい事故が発生している。現地の状況を検分したところ、ポストに表札が出ていないなど、誤投函が起こりやすい利用者側の事情も見受けられた。このような状況に対し、平成19年12月の検針分から、お知らせに記載された個人情報について、氏名等必要な情報以外の大部分をシールでカバーすることにより、個人情報の保護が図られた。

シーラー化で、お知らせ1枚あたりおよそ7円の費用アップとのことであるが、利用者の生活状況にも関連する個人情報を保護する観点からは、非常に有益かつ効果的な手法であると認められる。このシステムは、今回新たに開発され、全国的にも初めて導入されたものであり、経費面については、今後の他都市等での導入状況などにより量産されれば、費用も安くなるものと思われる。

ウ 職員提案による改善【料金課・地域SC】

水道料金が一定期間支払われず給水を停止した場合、「給水停止通知書」とあわせて支払いのための「納入通知書」を同封している。その際の封筒について裏面にも小窓を開け、納入通知書のお客様番号を確認できるようにし、誤封入チェックの際の便益向上を図っており、非常に良い試みである。この裏面小窓については職員提案によるとのことで、個人情報の適正管理に対する職員の改善意識の高さが伺える。また、事故防止研修用に職員自らが演じたビデオも作成されているが、内容も分かりやすく、よくできている。ビデオで紹介されている誤投函については、いくつかのパターンに分類し、それぞれ具体例、対応方法を示して注意喚起することで、より高い研修効果が期待できるのではないかと思われる。

全体として問題改善に積極的に取り組む局としての姿勢が高く評価できる。今後も引き続き積極的な取組の継続を期待する。

(4) 提案事項

ア ハンディターミナル画面の注記情報【料金課】

現行のハンディターミナル画面では表示できる情報量が限られている。個人情報漏えい等事故防止のための関連情報など、必要な情報をできるだけ多く表示するために、情報を記号で表現するなどの工夫を検討することを提案する。

イ 市民の協力の必要性を周知【料金課】

誤投函の発生件数は、お知らせ投函の全体数に占める割合としてはかなり低いレベルに抑えられている。これ以上は誤投函防止の対策を講じても減らすことは難しい側面も見受けられる。個人情報を秘匿したい市民の意識と情報漏えいのリスクとは相反する関係にあるが、集合ポストに部屋番号や名前の表示がないこと等が誤投函ひいては個人情報の漏えいを招く一因ともなっていることを利用者にも伝え、その改善について協力を求めることも必要と思われるので、この点の周知を図っていくことを提案する。

ウ お知らせのインターネット化等【料金課】

誤投函の解消策としては、お知らせの投函そのものの見直しも必要と考えられる。

行政サービス全般についてもいえることだが、インターネット利用環境にある市民については、あらかじめ了解を得た上で、お知らせの投函を廃止し、インターネット上で本人がアクセスすれば見られるようにすることを提案する。インターネット化に関しては、料金割引などのインセンティブも考えられる。また、お知らせを発行する頻度を減らすなど、現状の業務の見直しについても検討の余地があると思われる。

エ お知らせ郵送時の宛先自動印字【料金課】

お知らせをその場で投函できず、いったん持ち帰り、後日郵送する場合に、封筒に送付先を記入して送付しているが、複数件を同時に処理する場合などに入れ違い等による誤送付のリスクが想定される。送付先住所を含めた一連の帳票としてシステムから出力し、窓開き封筒で送付することで、誤送付のリスクを減らすことができると思われるので、今後のシステム改善等の検討を提案する。

オ 帳票保管基準の明確化【地域SC】

個人情報を含む多種類の帳票すべてが書庫に入れられているわけではなく、保管専用機で施錠保管されているものもある。収納スペース全体の問題もあると思われるが、帳票の種類に応じて保管基準を明確化することを提案する。

4 まとめ

本年度は、水道局を対象に2回にわたり実地検査を行ったが、企業局という点では、民間企業における顧客情報の取扱いに通じるものがあると思われる。

コールセンター業務を行うお客さまSCでは、当該業務に精通した受託業者により運営されていることもあるが、取扱対象が水道利用者の個人情報そのものであるといえる業務内容であり、個人情報の管理は徹底している感がある。

料金システムについては、平成19年8月から新システムに更新されており、現時点での大幅な変更対応は困難であると思われるが、今後の小改修等の機会をとらえて、個人情報漏えい等のリスクを少しでも解消できるよう継続的な対応を図りたい。また、検針業務で使用するハンディターミナルについては、今後の更新が予定されているとのことであるので、個人情報保護にも一層配慮した仕様等を検討されたい。

お知らせのインターネット化は、誤投函対策の決定打ともいえるものであり、郵送コストの削減や紙を使用しないことによる環境への配慮など、誤投函防止以外の効用も認められるため、IT化の進展も踏まえ、導入に向けて検討していく必要があると思われる。

以上、何点か述べてみたが、現場レベルでは個人情報保護のための改善意識が高く、様々な取組が行われている。これらの取組を局全体で支援し、個人情報の保護に、より一層積極的に取り組まれることを期待する。

資 料

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

水道局のサービス体制が変わります

水道局は、お客さまの視点に立ったスリムで効率的な組織の構築を目指し、平成 18 年 11 月 1 日にお客さまからの電話受付体制を一新し、11 月 6 日には営業所と配水管理所の統廃合を行い新たな体制に移行します。

1 水道局へのお電話は、「お客さまサービスセンター」まで

お客さまからの各種お問い合わせは営業所と「インフォメーションセンター」の両方でお受けしていますが、11 月 1 日にこの体制を改め、同センターの名称を変更した「**お客さまサービスセンター**」ですべての電話をお受けします。なお、営業所へのお電話も転送方式により一括して受け付けます。

24 時間いつでも、電話一本いただければ用件が済む、サービス体制を推進します。

こんなときは、**お客さまサービスセンター**までお電話ください

(電話**847-6262**、ファクス**848-4281**)

引越に伴う水道の使用開始・中止 / 料金のお問い合わせ / 「はまっ子どうし」・水缶の配達 / 水質検査 / 水の出が悪い / その他、水道に関するお問い合わせ

2 営業所と配水管理所を統廃合します

18 か所の営業所と、4 か所の配水管理所を再編し、つぎのようになります。

お客さまに身近なサービスを提供します

お客さまサービス部門として、地域における身近なサービス拠点の**地域サービスセンター**を市内に**9 か所**設けます。これまでの水道メーター検針管理、料金算定・収納管理などの料金関係業務に加え、貯水槽水道(受水槽)の巡回点検・水質相談、災害に備えての応急給水訓練、学校や地域にお伺いしての出前水道教室・水道講座、ペットボトル水「はまっ子どうし」の販売などを行います。

これまで以上にお客さま満足度の向上に努めます。

漏水破裂事故等に、より迅速に対応します

工事部門はおもに水道工事事業者のみなさまを対象に業務を行っております。これからは水道管の新設・更新を行う**工事所管課を 4 か所に設置**します。また、水道管の維持管理、給水装置関連業務を担当する**給水維持課**を市内に**4 か所**と**それぞれ 1 か所**の**出先事務所**を設け、**計 8 か所**で対応していきます。これにより、業務を効率化し、漏水破裂事故等の緊急時に、より迅速な対応ができます。

統廃合の効果

(1) お客さま満足度の向上

ア お客さまサービスセンター

電話受付一元化によるひとつの番号で用件が済むサービスの向上

イ 地域サービスセンター

貯水槽水道巡回点検など、地域に出向いての身近なサービス提供

ウ 給水維持課

漏水破裂事故等の緊急時への対応を迅速化し、現場へおおむね 30 分程度で到着する出動体制を確保

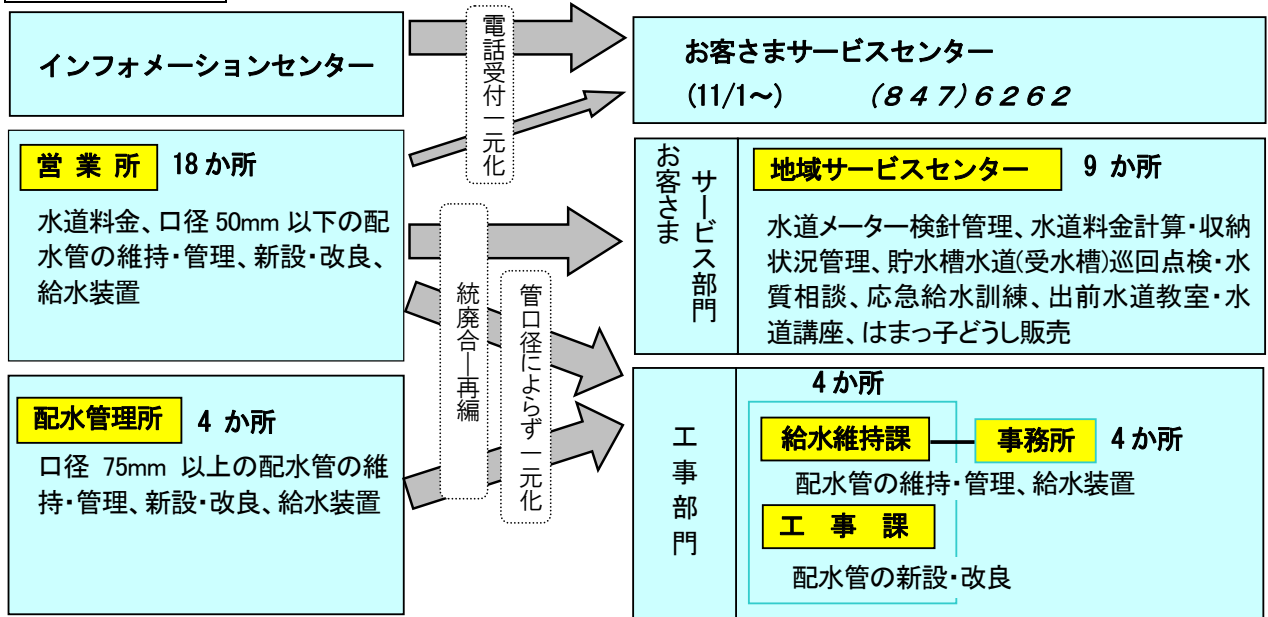
(2) 組織の簡素化、職員定数の削減等

ア 5 課 16 係の削減

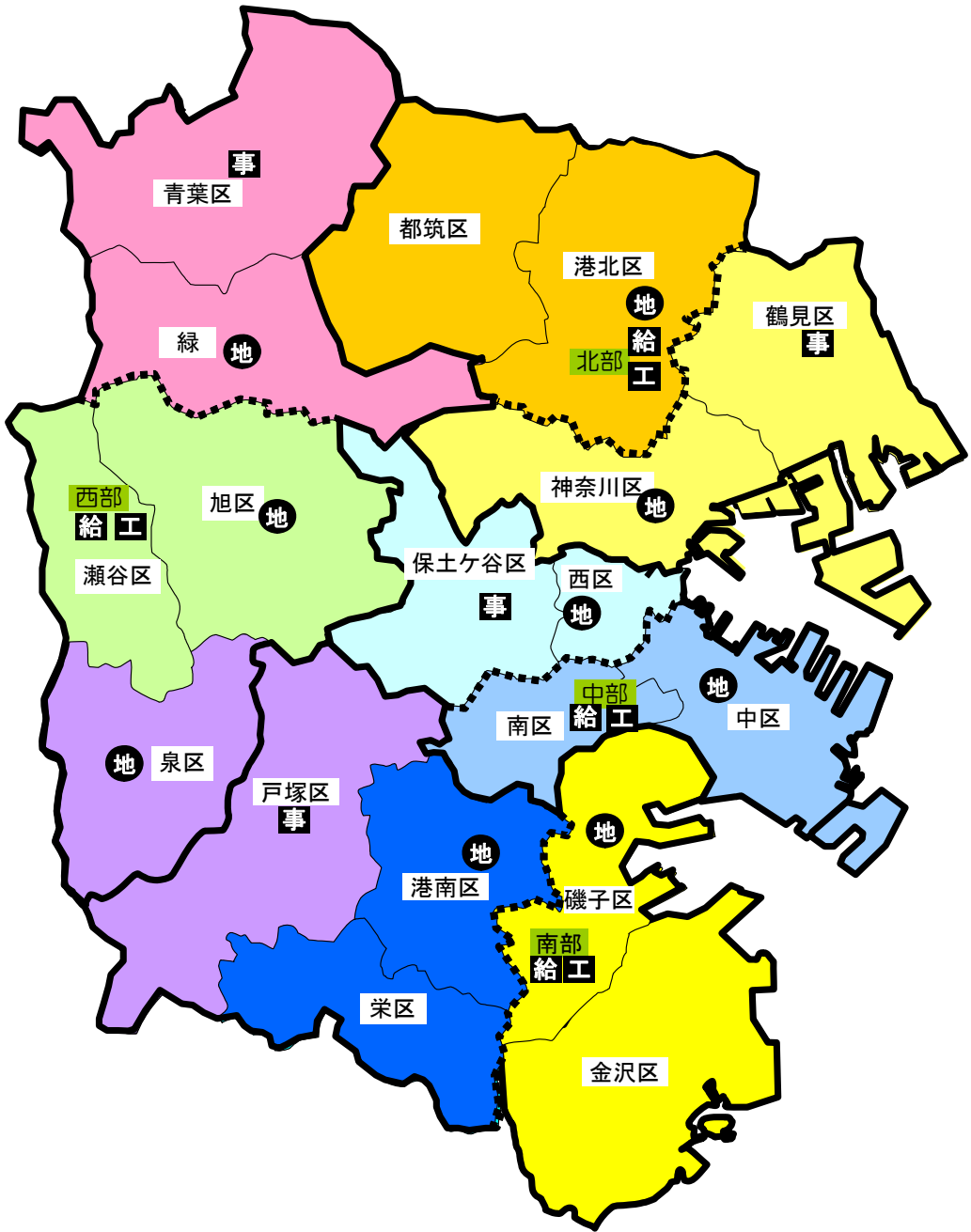
イ 200 人規模の職員定数削減(業務見直しを含み、今後段階的に実施)

ウ 地域サービスセンターでの夜間休日の職員配置の廃止(年間約 2.3 億円を節減)

統廃合の考え方



事業所配置図



凡例

- 色分け 地域サービスセンターの所管区
- 太実線 工事課及び給水維持課の所管区
- 点線 太実線内での給水維持課と事務所の所管区の境界
- 工** 工事課
- 給** 給水維持課
- 事** 給水維持課の事務所
- 地** 地域サービスセンター

各事業所の受け持ち区

種別	お客さまサービス部門	工事部門	
		配水管の新設・改良	配水管の維持管理 給水装置関連
担当区	地域サービスセンター	工事課	給水維持課
鶴見	鶴見・神奈川 地域サービスセンター	北部工事課	北部給水維持課 鶴見事務所
神奈川			北部給水維持課
港北	港北・都筑 地域サービスセンター	西部工事担当	西部給水維持課 青葉事務所
都筑			西部給水維持課
緑	緑・青葉 地域サービスセンター	南部工事課	南部給水維持課 戸塚事務所
青葉			南部給水維持課
旭	旭・瀬谷 地域サービスセンター	中部工事担当	中部給水維持課
瀬谷			中部給水維持課 保土ヶ谷事務所
泉	戸塚・泉 地域サービスセンター	中部工事担当	中部給水維持課 保土ヶ谷事務所
戸塚			中部給水維持課
港南	港南・栄 地域サービスセンター	中部工事担当	中部給水維持課
栄			中部給水維持課
磯子	磯子・金沢 地域サービスセンター	中部工事担当	中部給水維持課
金沢			中部給水維持課
中	中・南 地域サービスセンター	中部工事担当	中部給水維持課
南			中部給水維持課
西	西・保土ヶ谷 地域サービスセンター	中部工事担当	中部給水維持課
保土ヶ谷			中部給水維持課

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位



《全国初の試み》

水道料金・下水道使用料の個人情報をシールでカバー

～12月から水道メーター検針時の「お知らせ」をシーラー化します～

水道局はお客様の個人情報を保護するための取り組みとして、水道メーター検針の結果をお客さまにご案内する「水道・下水道使用水量等のお知らせ」(以下「お知らせ」という。)に、12月の検針から個人情報部分をシールでカバーする方式の新用紙を採用します。

1 現在の用紙と新しい用紙



検針用の携帯端末と現在の「お知らせ」用紙



12月から使用する新「お知らせ」用紙

お客様にはシールが貼られた状態(写真左)でお届けします。お客様は用紙右下からシールをはがし(写真中央)、取り除くことができます(写真右)。

2 シールでカバーされる個人情報

使用水量、請求予定金額、内訳(水道料金、下水道使用料)など

3 新用紙の導入時期等

平成19年12月3日(月)の検針から市内全域で使用を開始します。

裏面に続く

4 採用の目的・効果

(1) 目的

「お知らせ」は、水道メーター検針時にお客さま宅のポストにそのまま投函しておりますが、個人情報保護の観点から、簡単に内容が見られないようにする改善策を検討してきました。

あらかじめシールが貼られた「お知らせ」用紙に、検針後に携帯端末で印字する方法が実用化されたのを受けて、個人情報部分をシールで覆い、より安全な状態でお客さまにお届けするため、このシーラー方式を採用することといたしました。

(2) 効果

これまでは個人情報が「むき出し」になっていたことから、ポストから風で飛散したり、落としたりしたときには、ただちに他人の目に触れる流失事故になりましたが、このシーラー化した新用紙に変えることで、はがして中身を見ようとしないう限り、流失しません。

また、検針結果を通知する用紙としては、シーラー方式は電力、ガスを含め、本市が全国に先駆けて導入するものです。

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱

制定 平成17年 9 月29日

改正 平成18年 3 月31日

(設置)

第1条 横浜市が保有する個人情報の取扱い等について検査・評価することにより、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報保護の推進に資するため、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、地方自治並びに情報管理及び個人情報の保護に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職職員とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、第1条の目的を達するため、次の業務を行う。

(1) 検査基準の策定

(2) 実施機関（横浜市個人情報の保護に関する条例第2条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が行う個人情報取扱事務に関する定期の实地検査

(3) 実施機関が個人情報を不適切に取り扱っているとき、又はそのおそれがあるときの

随時の実地検査

(4) その他実施機関における個人情報の適正な取扱いの推進に資するため、委員会が必要と認める業務

(意見及び措置)

第7条 委員会は、前条第2号及び第3号の実地検査の結果について、市長に意見を述べることができる。

2 市長は、前項の意見に対し必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置結果を委員会に報告するものとする。

4 市長は、市長以外の実施機関にかかわる第1項の意見について当該実施機関に伝え、第2項の措置を当該実施機関に行わせ、及び第3項の報告を当該実施機関から受け委員会に報告するものとする

5 委員会は、第1項、第3項及び第4項の意見及び措置結果について、横浜市個人情報保護審議会に報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市民活力推進局総務部市民情報室に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員名簿

(委員は50音順)

職	氏名	カテゴリー	職歴・専門分野等
委員長	※ もりや 森谷 宜暉	情報処理分野	産業能率大学経営情報学部教授（経営情報論）
委員 委員長職務代理者	たかはし 高橋 良	弁護士	横浜弁護士会会員 （情報問題対策委員会副委員長） 高橋良法律事務所
委員	はんた 半田 彰	金融機関等 実務経験者	株式会社横浜銀行 コンプライアンス統括部個人情報管理室長
委員	※ ふじもり 藤森 立男	ヒューマンエ ラー研究分野	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究所教授（産業心理学）
委員	みかみ 三上 雅之	自治体OB 監査・情報関連 事務等経験者	元東京都監査事務局次長（特別監査室長）

※横浜市個人情報保護審議会委員との兼任

平成19年11月1日現在